

生産情報公表農産物の日本農林規格の検討について（第 1 回部会資料）

検討すべき事項	生産情報公表牛肉・豚肉の J A S 規格等	検討の方向（案）
1. 規格の適用の範囲	（既存の J A S 規格） ・「有機農産物の日本農林規格」 ・「有機農産物加工食品の日本農林規格」 ・「生産情報公表牛肉の日本農林規格」 （検討中の J A S 規格） ・「生産情報公表豚肉の日本農林規格」 ・「有機畜産物の日本農林規格」 ・「有機飼料の日本農林規格」 【有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格においては、農産物及び加工食品の定義及び適用の範囲を定めていない。 【有機農産物は、土壌に着目しているため水耕栽培、ほだ木や菌床で栽培されるきのこ類等は対象外】	【想定される適用の範囲】 農産物全般とする。 具体的な例としては、生鮮食品品質表示基準の別表に掲げられているような次の農産物が挙げられる。 野菜：根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜 果実：かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実 米穀：玄米、精米 雑穀：とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、はとむぎ、その他の雑穀 豆類：大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
2. 生産情報の公表単位	・「生産情報公表牛肉の日本農林規格」 耳標による個体識別管理・・・個体識別番号 流通段階で牛肉が混ざる場合（20頭以内）・・・荷口番号 ・「生産情報公表豚肉の日本農林規格」 耳標等による個体識別管理・・・個体識別番号 流通段階で豚肉が混ざる場合（同一生産行程管理者の30頭以内）・・・荷口番号 豚房（30頭以内）単位での管理・・・豚群識別番号	【想定される単位】 ・単一の生産情報とすることができる単位（ほ場単位、生産農家単位、農協単位等） ・品目や流通の形態によって、異なるほ場のものや生産者のものが混ざって出荷・販売される場合が多い。 ・異なる農家であっても、同じ生産管理を行っている場合は、同一の生産情報として取扱うこととしてよい ・共同選果場を通す場合であっても、個々の農家の農産物が混在しない場合は、同一の生産情報として取扱うこととしてよい ・収穫時期が異なる場合であっても、同一の生産管理を行っている場合は、同一の生産情報として取扱うこととしてよい

3. 公表される生産情報

「生産情報公表牛肉の日本農林規格」

- ① 出生の年月日
- ② 雌雄の別
- ③ 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始年月日
- ④ 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始年月日
- ⑤ とさつの年月日
- ⑥ 牛の種別
- ⑦ 牛の管理者の連絡先
- ⑧ と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地
- ⑨ 管理者が給餌した飼料の名称
- ⑩ 管理者が飼養した動物用医薬品の薬効別分類及び名称

「生産情報公表豚肉の日本農林規格」

- ① 出生の年月日
- ② 管理者（豚の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始年月日
- ③ 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始年月日
- ④ とさつの年月日
- ⑤ 豚の管理者の連絡先
- ⑥ と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地
- ⑦ 管理者が給餌した飼料の名称
- ⑧ 管理者が飼養した動物用医薬品の薬効別分類及び名称

【想定される公表生産情報（案）】

- ・品 目 【いちご】
- ・品 種 名 【〇〇〇〇】
- ・生産者の氏名 【農林太郎、〇〇〇生産部会】
- ・ほ場の住所 【〇県〇市〇町〇〇番地】
- ・収穫日又は出荷日 【15年12月1日又は〇月〇日～〇月〇日】
- ・出荷者の氏名 【生産組合〇〇〇】
- ・出荷者の住所 【〇県〇市〇町〇〇番地】
- ・農薬の使用情報 （別添）
- ・肥料の使用情報 （別添）

・その他必要な情報があるか

品種名

- ・ 種苗法における品種の定義
重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。」

【品種名は、品種登録されている場合は実行可能である。また、キャベツ、ごぼう等品種名にこだわらない野菜等がある。】

収穫日又は出荷日

- ・ 米は、通常収穫日が異なるものが混ざる場合が多い。
- ・ 野菜は、保存性の低いほうれん草等の葉菜類では収穫日ごとに出荷される場合が多いが、タマネギやいも類では収穫日の異なるものが混ざることが多い。

4. 農薬の情報

【生産情報公表牛肉の日本農林規格】
動物用医薬品の公表情報

「薬効別分類及び名称」
合成抗菌剤（ジメトキシシ注）
抗生物質（テラマイシン LA 注射液） 等

農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいい、防除のために利用される天敵も含まれる。

【農薬のラベル表示（例）】薬品名：〇〇〇水和剤

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
キャベツ	アブラムシ類、アオムシ、ヨトウムシ、カブラハバチ	1000 ～ 2000 倍	3 日前まで	5 回以内	散 布

【想定される生産情報（案）】

- ①農薬の分類及び名称 【殺虫剤、殺菌剤、除草剤等及び名称】
- ②使用目的 【アブラムシの防除】
- ③総使用回数 【2 回】
- ④使用量又は希釈倍率 【4 k g / 1 0 a 又は1 0 0 0 倍】
（使用時期 【〇月〇日、〇月〇日】）

・その他必要な項目があるか

【農薬の分類は、用途等によって分けられる】

殺 虫 剤	農作物を加害する害虫を防除する薬剤
殺 菌 剤	農作物を加害する病気を防除する薬剤
殺虫・殺菌剤	農作物の害虫、病気を同時に防除する薬剤
除 草 剤	雑草を防除する薬剤
殺 そ 剤	農作物を加害するノネズミなどを防除する薬剤
植物成長調整剤	農作物の成長などの生理機能を促進したり、抑制する薬剤
誘 引 剤	害虫や有害動物をにおいなどで誘き寄せる薬剤
展 着 剤	他の農薬と混合して用い、その農薬の農産物への付着性を高める薬剤
天 敵	農作物を加害する害虫の天敵
微生物剤	農作物を加害する害虫・病気等を防除する細菌やウイルス等の微生物からなる剤

・ 特定農薬（特定防除資材）の重曹、食酢、使用する場所と同一都道府県で採取された天敵（H15年12月現在）は、対象とする方向でよい。

5. 肥料及び土壌改良資材の情報

6. 特別栽培農産物の取扱

- ・ 化学合成農薬とは、農薬のうち、化学合成された農薬をいい、有機リン系殺虫剤・殺菌剤・除草剤、ピレスロイド系殺虫剤、有機塩素系殺菌剤などをいう。
- ・ 化学肥料とは、肥料のうち化学合成されたものをいい、硫酸アンモニア（硫安）、塩化アンモニア（塩安）、尿素などをいう。

- ・ 農薬の使用は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（別添）により定められている。
従って、農薬取締法では、農薬の希釈倍数、使用時期及び使用回数は、農薬ラベルに定められた範囲内であることが定められているが、JAS規格では、事実在即して正確に記録し、公表することが求められる。

- ・ 肥料とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされるもの及び植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものをいう。

- ・ 土壌改良資材とは、土壌の機能を高めたり、欠陥をなおしたりするもので、泥炭、バークたい肥、バーミキュライト等をいう。

【想定される生産情報（案）】

- ①肥料の種類及び名称【魚かす粉末、化成肥料等及び肥料の名称】
- ②施用量及び保証成分量【100kg／10a・窒素 10%、りん酸 10%、加里 10%】
（施用日 【○月○日、○月○日】）

- ・ その他必要な項目があるか

- ・ 土壌改良資材も含むこととするか

- ・ 前作収穫後から収穫までの情報とする。

- ・ 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正の方向について（報告）平成14年11月【表示手法検討委員会】

「特別栽培農産物に関する情報の信頼性を高めるため、できるだけ早期に食品生産行程履歴JAS規格を制定し、農薬や肥料の使用情報などの生産情報が明確なルールの下で開示され、信用度の高い情報を提供できるように措置することを検討するよう農林水産省に要望する。」（別添報告書8頁参照）